

富士河口湖町 ふるさと納税について

返礼品提供事業者様向け資料

1. 目的及び事業 富士河口湖町は、富士河口湖町のまちづくりに賛同する個人、団体から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者の意向を各種事業に反映することにより、様々な人々の参加による魅力あるふるさとづくりに資することを目的として「ふるさと納税制度」を推進しており、寄附金を財源として行う事業は以下のとおりとなっています。

- (1) 子ども支援事業
- (2) まちづくり支援事業
- (3) 環境保全支援事業
- (4) スポーツ・文化振興支援事業
- (5) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

2. 返礼品 「ふるさと納税」により富士河口湖町へ寄附をしてくださった方には、寄附に対するお礼として寄附額の 30% 以内の額に相当する地域産品等を返礼品として寄附者にお送りしています。

なお、令和元年度から運用が開始された「ふるさと納税に係る指定制度」（総務省）により、地方自治体のふるさと納税返礼品は原則として当該自治体の区域内で生産・製造されたもの等でなければならないこととなっていることから、富士河口湖町では原則として以下のものを返礼品として取り扱う品目としています。

- (1) 富士河口湖町内で生産されたもの（野菜、果物、林産物、花など）
- (2) 富士河口湖町内で生産されたものを主原料としたもの（菓子、加工食品など）
- (3) 富士河口湖町内で製造、加工されたもの（飲料、工芸品、加工食品など）
- (4) 主として富士河口湖町内で提供される役務（宿泊券、旅行券、食事券など）
- (5) 他の市町村等と連携して提供する共通返礼品として指定されているもの

（参考）総務省告示 179 号第 5 条

総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

3. 返礼品提供事業者 富士河口湖町ふるさと納税の返礼品提供事業者は、原則として以下に該当する事業者のうち、町長が認定する事業者とします。

- (1) 「2. 返礼品」で示された富士河口湖町取扱い品目に適合する返礼品をご提供いただける事業者
- (2) 事業所にインターネット環境がある事業者
- (3) 宅配便等でお客様の希望日までに直接返礼品を配送できる事業者

富士河口湖町ふるさと返礼品提供事業者となることを希望する事業者は、「富士河口湖町ふるさと納税返礼品提供参加申請書」に必要事項を記載し、町事務局にご提出いただきます。町は提出された申請書を審査し、返礼品提供事業者として適格である場合に町の返礼品提供事業者として登録します。

4. 返礼品の提供 富士河口湖町ふるさと納税では、以下の5つのインターネットふるさと納税申込みサイトを活用してふるさと応援寄附金を受付けており、返礼品提供事業者はそれぞれのサイトに事業者登録することにより返礼品の提供を行います。

- (1) ふるさとチョイス（運営会社：株式会社トラストバンク／返礼品取扱い会社：株式会社JTB）
- (2) ふるぽ（運営・返礼品取扱い会社：株式会社JTB）
- (3) さとふる（運営・返礼品取扱い会社：株式会社さとふる）
- (4) ふるなび（運営会社：株式会社アイモバイル／返礼品取扱い会社：株式会社三洋堂）
- (5) 楽天ふるさと納税（運営会社：楽天株式会社／返礼品取扱い会社：株式会社新朝プレス）

各サイトでの事業者登録の方法などは各サイトで所定の方法が定められているので、各サイトの返礼品取扱い会社担当者の指示に従い登録等を進めるものとします。

事業者登録及び返礼品登録の手続きが完了した後、各サイト運営会社から富士河口湖町に承認手続きを求める連絡があり、町が承認を行うことにより当該サイトでの返礼品提供が開始されます。

ふるさと納税申込みサイト上で富士河口湖町への寄附が行われ、登録済みの返礼品が選択された場合に提供事業者へメール又はFAXによる通知があるので、提供事業者は選択された品目を指定された期日までに宅配等の方法により寄附者へ届けてください。

返礼品の提供が完了した後、提供事業者へ所定の方法で代金が支払われます。

5. 返礼品提供事業者の責務 富士河口湖町ふるさと納税返礼品提供事業者は、以下の事項を遵守してください。

- (1) 総務省告示179号第5条に示された基準に適合する返礼品のみを提供すること
- (2) 返礼品を指定されたお届け期日までに必ず届けること
- (3) 要冷蔵品や壊れやすいものなどは適切な方法で配送すること
- (4) お客様（寄附者）からのクレームが発生しないよう最大限の注意を払うこと。万一クレームが発生した場合は誠意をもって対応にあたること

上記の事項が遵守されず、かつ改善の取組みがなされなかった場合は、町は返礼品提供事業者としての認定を取消すこととします。

6. その他 ふるさと納税制度は総務省が定める法令等に則り運用されている制度です。今後新たな法令等が定められた場合は現在の運用とは異なる新たなルール等が適用される場合がありますので、その場合は本資料も変更される場合があります。

ふるさと納税制度全般については総務省ふるさと納税ポータルサイトをご参照ください。

【富士河口湖町ふるさと納税事務局】

富士河口湖町 政策企画課 企業誘致・まちづくり推進係

TEL 0555-72-1129 / FAX 0555-72-0969

電子メール seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp